

第11回
施設の現状を知る

経営体が財務数値から得る情報には、さまざまなものがあります。得られた情報を有効に活用するためには、その情報の意味を正しく理解する必要がありますが、正しく理解することができれば、その後の施設運営に適切に活用することができます。

財務数値から得られる最も重要な情報の一つは法人の現状に関するもので、主にB/Sから得ることができます。B/Sの左側には保有する資産が表現されています。そのうち固定資産は確かに法人の資産ですが、多くは保育事業の遂行のために必要不可欠な資産であり、自由に売却したり担保に供したりすることはできません。したがって、毎日の施設運営に活用できる主要な資産は流動資産だけ、つまり“お金”と呼べるものだけです。

流動資産は未収金なども含めてほぼ“お金”と考えて差し支えありませんが、流動負債はすぐに支払うべきものなので、特に未払金や預り金などの額は除いておく必要があります。そのため社福会計では流動資産と流動負債を「支払資金」と定義し、その差額を「支払資金残高」と呼んで管理することは、第4回でご説明した通りです（ただし支払資金残高の正確な定義は、流動資産と流動負債から、貯蔵品以外の棚卸資産、引当金のほか「1年以内返済予定設備資金借入金」などの“1年以内”という名称が付されているものを除くこととされていますので、単純な流動資産・流動負債の差額とは一致しません）。このようにしてB/Sから算出された支払資金残高は、資金収支計算書の最下段の「当期末支払資金残高」と一致し、施設運営のための手許資金の額が確認できます（図1）。

保育所や認定こども園には、ほかにも“お金”があります。それは修繕や人件費など、将来のための定期預金として別途保有している、積立金に対応し

図1 (施設にあるお金)

B/S	
流動資産	流動負債
	支払資金
	固定負債
固定資産	
積立資産	純資産

た積立資産です。これを使うには理事会承認などの手続きは必要ですが、お金に変わりはありません。したがって、施設にあ

る“お金”は「当期末支払資金残高」とB/Sに示された「積立資産」の合計額で把握できます。

さて、施設が保有する“お金”の額が把握できたら、次に必要な情報は“いくらあればいいのかわ”です。それを考える要素は次の二つが考えられます。

第一は、第8回・第9回でご紹介した「減価償却累計額」です。これは、現在保有しているすべての固定資産が劣化して使えなくなった時に、更新してまた使える状態にするために必要な額で、施設が存続しようとするればいつか必ず必要になる額です。ただし第10回でご紹介したように、固定資産取得のための補助金を表す「国庫補助金等特別積立金」の取崩累計額は控除して考える必要があります。

第二は、手許の運転資金です。運転資金はいくらあってもよいものですが、最低限必要な額として参考にすべきなのが、資金収支計算書の(2)に示されている「事業活動支出計」の額です。この額は施設の年間の人件費支出、事業費支出、事務費支出などの合計額で、言い換えると“施設を1年間運営するために必要な額”を表しています。社会福祉法人が毎年決算後に求められる「社会福祉充実残高」の算出の過程では、施設が手許に保有すべき資金を「事業活動支出計」の1/4(3か月分)としています。一方、保育所の委託費に係る資金運用通知では、委託費収入の30%を当期末支払資金残高の上限額としていますが、把握しようとしている運転資金の額が施設を安全に運営するための資金であることに鑑みれば、委託費収入を算定根拠とするよりも事業活動支出計を算定根拠とする方が妥当と言えそうです。

このように、当期末支払資金残高と積立資産の額の合計額を、「国庫補助金等特別積立金取崩累計額を加味した減価償却累計額」と「資金収支計算書の事業活動支出計の1/4程度の額」の合計額と比較することは、施設の現在の資金状況の良し悪しを判断するための一つの考え方と言えそうです。

<まとめ>

- 施設の保有資金は、資金収支計算書の当期末支払資金残高と、B/Sの積立資産の合計額が情報として得られる
- 施設が保有すべき額の基準には、国庫補助金等特別積立金取崩累計額を加味した減価償却累計額と、事業活動資金収支差額の3か月分程度の額が参考とできる